



2026 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 有 機 合 成 薬 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 松 本 清 一 郎
(コード番号：4531 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 石 川 大 洋
(TEL. 03-3664-3980)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員に対する譲渡制限付株式

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 20 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 25,325 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 346 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	8,762,450 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。） 3 名 15,454 株 当社の執行役員 4 名 9,871 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を譲渡制限付株式として割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025 年 6 月 20 日開催の第 105 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、従来の取締役に対する金銭報酬枠の範囲内で年額 20 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取

締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの日、又は、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行の報酬限度額の範囲内で年額20百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）の総数は、年7万株以内（なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、本割当株式の株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たり払込金額は、本割当株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

また、本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の承認決議を受け、当社取締役会において、当社の執行役員（以下、対象取締役及び当社の執行役員を総称して「対象取締役等」といいます。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております。

本日、当社取締役会の決議により、対象取締役等に対する本株主総会から翌年開催予定の定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名及び執行役員4名に対し金銭報酬債権合計8,762,450円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式25,325株を割り当てることといたしました。対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026 年 8 月 20 日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日、又は、本割当株式（以下に定義します。）の割当ての日の属する事業年度に係る半期報告書が提出される日までのいずれか遅い日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象取締役等が、本株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が上記の地位を任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の翌月 1 日をもって、譲渡制限を解除します。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、役務提供期間開始日を含む月の翌月から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果、1 を超える場合は 1 とします。）を乗じた数（但し、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）とします。

(4) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち本割当契約の概要（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において、本割当契約の概要（2）及び（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但

し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果、1を超える場合は1とします。）に本割当株式数を乗じた数（但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（6） 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月17日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である346円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

Ⅱ 当社の従業員に対する譲渡制限付株式

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 27,406 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 346 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	9,482,476 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 31 名 27,406 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 6 月 20 日開催の当社取締役会において、当社の従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、将来の経営を担うことが期待される人材に対し、早い段階から中長期的な視点での経営や株価に対する意識を高め、エンゲージメントを向上させることを目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、本日、当社取締役会において、当社の従業員 31 名（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計 9,482,476 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象従業員が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 27,406 株を割り当てることを決議いたしました。

対象従業員に対する金銭報酬債権の額は、各対象従業員の役位、職責等を総合的に勘案して決定しており、本金銭報酬債権は対象従業員が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026 年 9 月 30 日から 2029 年 9 月 29 日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象従業員は割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(3) 本譲渡制限期間期間中に、対象従業員が上記の地位を退任又は退職その他正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の翌月 1 日をもって、譲渡制限を解除します。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する譲渡制限付株式数のうち、各年度に当該割当先従業員に交付された譲渡制限付株式ごとに、在任又は在職月数（当該年度の譲渡制限期間の開始日を含む月の翌月から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数をいい、1ヶ月に満たない月数は1ヶ月に切り上げる。以下同じ。）を12で除した数（但し、計算の結果、1を超える場合は1とする。）に当該年度の交付株式数を乗じた数（但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）を算出し、これを合算したものとします。

（４） 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象従業員が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち本割当契約の概要（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において、本割当契約の概要（２）及び（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（５） 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間開始日を含む月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果、1を超える場合は1とします。）に、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数（但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、当該組織再編等効力発生日に先立ち譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（６） 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象従業員は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月17日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である346円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な

価額には該当しないものと考えております。

以上